

令和7年3月相模原市教育委員会定例会

○日 時 令和7年3月27日（木）午後2時00分から午後3時58分まで

○場 所 相模原市役所第2別館5階 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第15号） 相模原市立学校体育施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則について（市民局）

日程第 2（議案第16号） 相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について（教育局）

日程第 3（議案第17号） 相模原市学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について（学校教育部）

日程第 4（議案第18号） 相模原市立図書館条例施行規則等の一部を改正する規則について（生涯学習部）

日程第 5（議案第19号） 相模原市立学校の教職員の人事について（学校教育部）

日程第 6（報告第4号） 専決処分の報告について（教職員人事課）

日程第 7（報告第5号） 教職員研修の令和6年度実施状況及び令和7年度実施計画について（教育センター）

日程第 8（報告第6号） 相模原市文化財保存活用地域計画に係る答申について（文化財保護課）

○出席者（6名）

教 育 長 鈴 木 英 之

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 平 岩 夏 木

委 員 岩 田 美 香

委 員 宇田川 久美子

委 員 白 石 卓 之

○説明のために出席した者

教 育 局 長	河 崎 利 之	学校給食・規模適正化 担 当 部 長	有 本 秀 美
学 校 教 育 部 長	農 上 勝 也	生 涯 学 習 部 長	鈴 木 秀 太 郎
教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長	沖 本 健 二	教育総務室総括副主幹 (総 務 企 画 班)	的 場 秀 剛
教育総務室総括副主幹 (人 事 給 与 班)	角 田 直 樹	教 職 員 人 事 課 長	辻 野 宏
教職員人事課担当課長 (人 事 班)	黒 川 貴 志	教職員人事課主査	森 田 陽 介
教職員給与厚生課長	浅 川 路 子	教職員給与厚生課担当課長 (給 与 班)	土 屋 光 一 郎
教育センター所長	奥 津 光 郎	教育センター総括副主幹 (研 究 ・ 研 修 班)	表 木 誕
教育センター指導主事	鈴 木 雅 哉	生涯学習課担当課長 (公 民 館 支 援 班)	佐 藤 正 章
生涯学習センター主査	竹 中 麻 美	生涯学習部参事 文化財保護課長	天 野 由 美 子
文化財保護課担当課長	堂 園 浩 次	文化財保護課主査	中 川 真 人
図 書 館 長	宮 下 成 実	ス ポ ー ツ 推 進 課 長	加 藤 千 恵 子

○事務局職員出席者

教 育 総 務 室 主 査 栗 原 明 伸

□開 会

◎鈴木教育長 ただいまから、令和 7 年相模原市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

本日の出席は 6 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、岩田委員と宇田川委員を指名します。

それでは、日程に入ります。

はじめに、お諮りいたします。

本日の会議の日程 5、議案第 19 号「相模原市立学校の教職員の人事について」は、会議規則の規定により公開しない会議として取り扱うことにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、本日の会議のうち、日程 5 については公開しない会議といたします。

なお、公開しない会議とする案件は、会議の最後に審議することといたします。

□相模原市立学校体育施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則について

◎鈴木教育長 はじめに、日程 1、議案第 15 号、「相模原市立学校体育施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○加藤スポーツ推進課長 議案第 15 号につきまして、ご説明いたします。

本議案は、相模原市立学校体育施設使用料条例の改正において、学校体育施設等開放事業における屋内運動場の空調設備を供用する学校を追加したことに伴い、城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置から、空調設備を除く規定の追加をいたしたく、提案するものでございます。

城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置の該当となる学校につきましては、条例改正において追加した学校のうち、相模原市立相模丘中学校及び相模原市立藤野中学校でございます。

また、施行期日は令和 7 年 5 月 1 日とするものでございます。

以上で議案第 15 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○岩田委員 空調設備はいつ設置するのですか。

○加藤スポーツ推進課長 相模丘中学校につきましては令和6年度、藤野中学校につきましては令和7年度に設置ということで、相模丘中学校は既に設置しており、今年の夏から供用開始とするものでございます。

◎鈴木教育長 よろしいですか。

それでは、これより採決を行います。

議案第15号、「相模原市立学校体育施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第15号は可決されました。

□相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

◎鈴木教育長 次に、日程2、議案第16号、「相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○沖本教育総務室長 議案第16号について、ご説明いたします。

本議案につきましては、総括主幹の設置に伴い、教育局における職に係る規定及び教育機関等における職に係る規定を改正いたしたく、提案するものでございます。

裏面の議案第16号関係資料をご覧くださいと存じます。

1の趣旨でございますが、令和7年度の組織改編におきまして、統括部ユニット制が一部導入されることにより、ユニットの長として新たに担当課長が設置され、班の総括者について、現在の「担当課長」から「総括主幹」に職の名称が変更されることに伴い、規定を改正するものでございます。

2の改正する規則でございますが、相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の「担当課長」を「総括主幹」に改めるものでございます。

施行期日でございますが、令和7年4月1日とするものでございます。

以上で議案第16号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理者 ユニット制の説明をしてもらいたいのと、ユニット制の一部が導入されるということですが、一部とはどういうことなのか、あと、担当課長が総括主幹になるということは、職務内容は変わらないで名称だけ変わる、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○沖本教育総務室長 今回、様々な局で導入が検討されていましたが、令和7年度は危機管理局のみで導入されるという形になります。

ユニット制については、これまで局があって、その下に部が配置されまして、その下にそれぞれの課が配置されていたものが、局の下に統括部というものが設置されまして、その下に課ではなくて、担当課長という職が配置されるような形になります。これによって、統括部として一体的に運営ができるようになります。例えば職員配置や業務分担の変更ですとか、そういったところが機動的となり、あとは予算についても、その統括部全体での予算となりますので、これまでのように課で別々の予算という形ではなくなりますので、その辺りも機動的になるということでございます。

あとは細かいことですが、庶務の事務についても一括されますので、効率性が上がることも期待されています。

令和7年度は、危機管理局のみ導入しますが、今後の状況によりまして、他の局にも拡大も検討されると聞いております。

担当課長と総括主幹については、基本的に業務は同じになります。

○河崎教育局長 ちょっと分かりづらいところで申し訳ないのですが、ユニット制の下に担当課長という名称を用いる関係で、現在、各所属にいる担当課長の名称を用いると混乱を招くということで、あえて今の担当課長を総括主幹と名称を変え、現状の担当課長が押し出されるような、そういう形で名称を変更するというものです。そのため、4月以降、担当課長は、ほかの部局の課長と同じような処遇になります。

○白石委員 ユニット制というのは今後、全庁に広がっていくような方向性になるのでしょうか。

○沖本教育総務室長 今後、危機管理局の状況を踏まえ、拡大される可能性もあると聞いております。

◎鈴木教育長 現時点で、教育委員会事務局では、ユニット制を導入する考え方はないので

すよね。

○河崎教育局長 議論の中で、例えば新たな課題が年度途中で起きたときに、このユニット制を導入した方がいいのかどうなのかという、そういった検討があったというのは聞いていますが、教育委員会は、我々事務局としても総務局の方としても、今年度、教育委員会事務局にユニット制を導入する検討はしていません。今の時点で教育委員会事務局にこの統括部というのを導入するのは、なじまないのかなと思っています。ただ、先ほど室長がご答弁申し上げましたように、教育委員会でも導入するとしたら、危機管理局での効果等の検証を踏まえて検討していきたいと思っています。

◎鈴木教育長 よろしいでしょうか。

それでは、これより採決を行います。

議案第16号、「相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第16号は可決されました。

□相模原市学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

◎鈴木教育長 次に、日程3、議案第17号、「相模原市学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より、説明をいたします。

○農上学校教育部長 議案第17号、相模原市学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

議案裏面をご覧くださいと存じます。

はじめに、提案の理由でございますが、本件は、相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例による相模原市学校職員の給与に関する条例の改正に伴う管理職員特別勤務手当の額等に係る規定の改正、及び相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例による相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の改正に伴う同条例の条項を引用する規定の整理をいたしたく、提案するものでございます。

恐れ入りますが、議案とは別にお配りいたしました議案第17号関係資料をご覧くださいと存じます。

はじめに、1の趣旨についてですが、提案理由にもありますとおり、令和7年相模原市

議会 3 月定例会議において、相模原市学校職員の給与に関する条例の改正が議決されたことに伴い、同条例により委任されている、同条例施行規則の学校職員の管理職員特別勤務手当に係る規定の改正、その他所要の改正を行うものでございます。

次に、2 の改正の内容について、ご説明申し上げます。

(1) の学校職員給与条例の改正内容ですが、管理職員特別勤務手当の支給対象となる平日における時間帯を 2 時間前倒しし、午後 10 時から翌日の午前 5 時までに拡大いたしました。これに伴い、(2) の学校職員給与条例施行規則の改正内容といたしまして、平日に行った管理職員特別勤務手当の支給対象業務の前または後に連続して、週休日等に支給対象業務を行った場合は、その平日の勤務を週休日等の勤務とみなして手当を支給する規定を追加するものでございます。

最後に、3 の施行期日について、ご説明申し上げます。

施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とするものでございます。

以上で議案第 17 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎鈴木教育長 説明は終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

この支給対象業務というのは、どういうものが対象なのでしょうか。

○浅川教職員給与厚生課長 まず、週休日の場合でございますが、週休日につきましては、臨時または緊急の必要、その他の公務の運営の必要により、行ったものということで、具体的に申しますと、例えば台風ですとか、大雨などで夜間緊急で登庁された方の場合などがございます。

平日につきましては、支給対象が同じようなものになるのですけれども、その他臨時または緊急が必要ということで、例えば児童対応でありますとか、そういったことで実際に平日の夜から続けて深夜まで業務をされているというような事例がございます。

◎小泉教育長職務代理者 その対象の業務は過去にどのくらいあったかというのが、もし分かれば教えてください。

○浅川教職員給与厚生課長 具体的な業務の内容までは全て把握できてはいないのですが、令和 7 年 1 月時点で申しますと、週休日で 2 時間以上出勤をされて対象になっているのが、小学校の校長先生で 3 回、あと副校長先生で 19 回、中学校の校長先生で 3 回、中学校の副校長先生で 4 回です。

同じく週休日の6時間以上のケースにつきましては、小学校の副校長先生で1回、あと中学校の副校長先生で2回ございます。

そのほか、平日の深夜2時間以上勤務をされた方が、小学校の校長先生で2回、小学校の副校長先生で3回、中学校の校長先生と中学校の副校長先生がそれぞれ1回ずつとなっております。

令和6年度につきましては、夏の大雨の対応で、このときにご出勤をされて、対象になった先生方が多数いらっしゃいました。

○白石委員　ちなみにこの手当は一律のものなのか、時間給の割増しとか、そういうものでしょうか。

○浅川教職員給与厚生課長　金額でございますが、週休日につきましては、2時間未満の支給がございません。2時間以上につきましては、校長先生が1回当たり8,500円、副校長先生が1回当たり7,000円。6時間以上になりますと、100分の150の割増しがつきまして、校長先生が1万2,750円、副校長先生が1万500円。

平日につきましては、1時間未満の支給はございませんので、2時間以上で、校長先生が4,300円、副校長先生が3,500円となっております。

◎鈴木教育長　ちなみにこの例1で、午後10時以降になっていますけれども、これは午後9時から同じように勤務、午前1時まで勤務した場合、変わるのですか。

○浅川教職員給与厚生課長　平日は午後10時以降でございますので、前の部分につきましては支給対象外となります。

◎鈴木教育長　ほかによろしいでしょうか。

それでは、これより採決を行います。

議案第17号、「相模原市学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎鈴木教育長　ご異議ございませんので、議案第17号は可決されました。

□相模原市立図書館条例施行規則等の一部を改正する規則について

◎鈴木教育長　次に、日程4、議案第18号、「相模原市立図書館条例施行規則等の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○鈴木生涯学習部長 議案第18号について、ご説明いたします。

議案を1ページおめくりいただきまして、議案第18号関係資料により、ご説明いたします。

1の改正の内容につきましては、議会図書室において交付する貸出券の市内共通利用を図るとともに、本市図書館ネットワークへの参加により、機能充実に図るため、図書館の貸出券の交付等に係る規定並びに相模原市立公民館及び相模原市立総合学習センターの図書等の貸出し等に係る規定を改正するものでございます。

2の施行期日につきましては、令和7年4月1日でございます。

3の改正する規則につきましては、相模原市立図書館条例施行規則、相模原市立公民館条例施行規則及び相模原市立総合学習センター条例施行規則でございます。

なお、次ページに参考資料として、議会図書室での取組を記載しております。主な内容といたしまして、議員及び職員への貸出しはこれまでと変わりませんが、令和7年4月1日から議員を対象とした貸出券の発行、1年かけて議会図書室蔵書の図書館システムへの登録をし、令和8年4月1日より、図書館ホームページへの蔵書目録を公開するとともに、貸出可能図書に対する予約の受付、他の貸出施設への回送による図書の貸出しを行うものでございます。

よろしくご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○白石委員 議会図書室はどこにあるのでしょうか。

○鈴木生涯学習部長 市役所本館の2階にございます。

○白石委員 議会図書室は、図書館の貸出券を持っていれば、今後利用できるようなという理解でよろしいでしょうか。

○宮下図書館長 議員と、あと市の職員は、今でもそこを利用できます。今回、図書館のシステムに新たに参加するということで、図書館の貸出券をここで発行するということでございます。

○白石委員 市民は、その蔵書をリクエストしたり、そこに行って本を閲覧したりはできるのでしょうか。

○宮下図書館長 現在でも市民は、その本を閲覧することは可能でございます。閲覧以外の貸出しですとか、そういったことはできないのですけれども、図書館のネットワークに

入りますので、図書館のホームページを通じてリクエストしたりですとか、その受取りを公民館図書室で行ったりですとか、そういったことができるようになります。

○平岩委員 参考資料の方に括弧で議員を対象に貸出券を発行すると書いてあるのですが、これがちょっと分からないのですが、議員を対象に特別な貸出券になるとか、そういうことですか。

○宮下図書館長 特別にというものではないのですがけれども、今、図書館で使用している貸出券を議員に新たに発行するというところでございます。

◎小泉教育長職務代理者 この議会図書室の蔵書は、何か特徴的なものはあるのですか。

○宮下図書館長 蔵書は、市立図書館とは少し違った品ぞろえで、国や県から配布された刊行物ですとか、あと議会関係の資料、そういったものを中心に取りそろえております。

◎鈴木教育長 よろしいでしょうか。

それでは、これより採決を行います。

議案第18号、「相模原市立図書館条例施行規則等の一部を改正する規則について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第18号は可決されました。

ここで職員の入れ替えを行いますので、暫時休憩いたします。

（休憩・14：31～14：33）

□専決処分の報告について

◎鈴木教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程6、報告第4号、「専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○辻野教職員人事課長 報告第4号について、ご説明申し上げます。

市立小学校敷地内において生じた物損事故に係る損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行い、教育委員会に報告するものでございます。

お手元の資料2枚目、専決処分書の裏面をご覧ください。

一番下、事故の状況についてでございますが、令和6年9月13日午後1時10分頃、相模原市中央区内の市立小学校敷地内において、事務補助員が給食の片づけで給食配膳用

ワゴンを運んでいたところ、渡り廊下で強風により食缶等が飛ばされてしまい、当該食缶の蓋を拾うために手放した当該ワゴンが駐車していた被害者の小型乗用車に当たり、左リアドアパネル等を破損させたものでございます。

本市の責任割合、損害賠償額につきましては、記載のとおりでございます。

表の下段をご覧ください。

再発防止策といたしまして、当該ワゴンの運搬につきましては、必ず2名以上で行うことを徹底するよう指導いたしました。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理者 まず、事務補助員という、この職について教えていただきたいのと、あとは、ワゴンが風で動いたのかということ、最後に、普段からこの業務は必ず2名でやると決められているのでしょうか。

○辻野教職員人事課長 学校事務補助員につきましては、いわゆるスクールサポートスタッフがこの日はこの業務に当たっていました。風で蓋が飛ばされたのですが、ワゴンを手放した場所が傾斜になっておりまして、その傾斜によって車の方に行ったものでございます。当該事案が起こる前までは、この作業を必ず2名で行うということは指示しておりませんでしたので、この事案以降は2名でやることになっております。

○岩田委員 そもそも食缶の蓋は、ストッパーみたいなものはついていないのですか。風で簡単に飛んでしまうようなものなのですか。

○辻野教職員人事課長 物によって、あるものはあるのですが、今回の事案の食缶は上に重ねるようなもので、この日は本当にすごい風が吹いている日でございまして、めったに飛ぶものではないのですが、その日は飛んでしまったということになります。

○平岩委員 再発防止策で、ワゴンの運搬について必ず2名以上で行うことを徹底することなのですが、例えば強風とか、そういうことが心配されるときにだけやるのでしょうか。それとも毎回2名以上でやるのでしょうか。

○辻野教職員人事課長 今回は、蓋が風で飛ばされたことにより起きてしまった事案ですが、そもそもこの作業自体、ワゴンを児童生徒がいる場所を通っていく、押していくものと、そういった認識もございまして、そういった作業を行う際には2名以上で行うことが適切ではないかということでこういった指示をいたしました。

○岩田委員 学校の規模にもよると思いますが、ワゴン1つで全部運ぶものなのか、それを何往復かするのか、何往復もするのであれば必ず2名でやるとしてしまうと、他の作業に影響はでないのでしょうか。

○辻野教職員人事課長 今回の事案につきましては、職員のもので職員室まで運搬するものでございました。通常、児童生徒用は、エレベーターを使用するなど、そういった動線が確保されておりますので、2名の配置により、人員が足りなくなるということは想定されません。

○宇田川委員 ワゴンの大きさはどのくらいだったのでしょうか。

○辻野教職員人事課長 特別にすごく大きいというものではないのですが、体より少し幅が広いくらいのものになります。

◎小泉教育長職務代理者 駐車場の位置もよくないのではと思ったのですが、その辺の処置はしなかったのですか。

○黒川教職員人事課担当課長 実際にワゴンが当たってしまった車につきましては、傾斜のところの近くに停めていました。普段からそこを使っていたと確認をしております。

◎小泉教育長職務代理者 では、今後もそこに停める可能性があるということで、2人体制を指示するということですか。

○辻野教職員人事課長 校地が狭いという、広くない学校の中に職員が車を停めている中で、車を移動させることが難しい状況ですので、ぶつからないように2名で対応するところの策を取らせていただきました。

◎鈴木教育長 この件については、専決処分の報告ですので、これで終了させていただきます。

□教職員研修の令和6年度実施状況及び令和7年度実施計画について

◎鈴木教育長 次に、日程7、報告第5号、「教職員研修の令和6年度実施状況及び令和7年度実施計画について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○奥津教育センター所長 それでは、教職員研修の令和6年度実施状況及び令和7年度実施計画について、ご説明いたします。

まず、関係資料1-1、「令和6年度教職員研修の実施状況について」をご覧ください。

中段2の(1)実施講座回数と受講者数でございますが、今年度は、3月末見込み

で285回の講座を実施し、延べ約1万7,500人が受講しております。

今年度は、人材育成指標に照らし合わせ、研修のねらいに沿って研修形態を検討した結果、研修受講者が自分自身のタイミングで研修を受講することができるよう、オンデマンド配信の研修を充実させて実施いたしました。

1枚おめくりいただき、関係資料1-2、「令和6年度教職員研修における各研修の重点及び成果と課題」をご覧ください。

こちらは、今年度の研修について整理し、一覧にしたものでございます。後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、2枚おめくりいただき、関係資料2-1、「令和6年度教育センター研究・研修事業に関するアンケート（まとめ抜粋）」をご覧ください。

こちらは、校長を対象として、主に1「この方向でよい」、2「再度の検討が必要」、3「わからない」の3つから選択する方式を用いて実施したアンケート結果をグラフにまとめたものでございます。

質問1、人材育成指標につながる人材育成指標、振り返りシートの効果的な活用の推進については、概ね方向性について、「この方向でよい」と回答をいただいております。

裏面中段の、今年度新設いたしました質問の4、サテライト式オンデマンド研修につきましては、様々なご意見をいただきました。具体的な意見につきましては、関係資料2-2で、後ほどご説明いたします。

続いて、1枚おめくりいただき、関係資料2-2、「令和6年度教育センター研究・研修事業に関するアンケート（記述部分抜粋）」をご覧ください。

こちらは、自由記述欄から主な意見を、「人材育成につながる人材育成指標、振り返りシート及び「Myアール」の効果的な活用の推進について」など、14項目についてまとめたものでございます。意見が多かったものや、成果や課題につながる箇所には下線が引いてございます。

総じて申し上げますと、成果として挙げられるものといましては、「Myアール」の効果的な活用について、「Myアール」は、人材育成指標として面談においても活用することができたことや学校訪問支援研修について、継続して関わっていることで、教職員が相談できる存在となっており、指導主事に対してありがたいというようなお声、そして、サテライト式オンデマンド研修につきましては、マネジメント人材育成の面からとてもよかった等の感想をいただいております。

その一方で、課題として挙げられるものといましては、研修の実施形態やサテライト式オンデマンド研修について、オンデマンド研修やサテライト式のオンデマンド研修の番組、いわゆるコンテンツの充実が必要であるという意見がございました。

1枚おめくりいただき、関係資料3「令和6年度の主な成果と課題」をご覧ください。

特に成果や課題と捉えているところに下線が引いてあります。令和6年度の主な成果といましては、4点挙げております。

主な成果といまして、人材育成指標について、各キャリアステージ研修で受講者と共有し、研修後、「Myアール」でのリフレクションが図られたことは成果であると考えます。

また、校長を対象とした学校アンケートの結果より、人材育成指標とそれに基づく振り返りシートの活用について理解が進んできたと捉えています。

また本市が掲げます、「スタートとゴールを意識した授業改善」については、単元や題材で身に付けたい力を明確にした上で、子どもの実態を把握し、授業改善を行う受講者の姿が多く見られました。そのことから「スタートとゴールを意識した授業改善」の理解が進んでいると捉えています。これは初任者から3年次までの基礎形成期において、グループ担当や教科担当の指導主事が少人数で関わりながら研修を行ってきた成果だと考えます。

令和6年度の主な課題といまして、3点挙げております。

一人ひとりの教職員が主体的に学び続けることができるよう、研修内で定期的に人材育成指標やそれに基づく振り返りシート、受講履歴「Myアール」を振り返る機会を設けることや、各キャリアステージ研修において、意図的、計画的に活用することが必要であると考えています。

また、支援教育や人権・福祉教育等の今日的な教育課題について、学校のニーズに合わせて研修を計画し、自ら必要な研修を主体的に受講することができるよう、選択研修を増やしていく必要があると考えています。

続いて、1枚おめくりいただき、関係資料4、「令和7年度教職員研修の実施計画について」をご覧ください。

受講者の振り返りと校長へのアンケート、令和6年度の成果と課題を踏まえ、令和7年度の研修を計画いたしました。令和7年度の方針性としましては、研修観の転換を意識した研修の充実に向けて、次の3点を重点として取組を進めてまいります。

1、教職員が主体的に学べるようにするための研修の充実。2、基礎形成期、初任者か

ら3年次に必要な資質能力を着実に身に付けられるようにするための研修及び支援体制の充実。3、指導力、対応力を向上させるための選択研修等の研修内容の充実。下線は具体的な取組でございます。

主な点につきましては、1、教職員が主体的に学べるようにするための研修の充実については、自分の強みや課題を把握し、自らの学びを考えることができるようにするための「Myアール」や人材育成指標、それに基づく振り返りシートを用い、個々の教員が自身の強みや立ち位置を俯瞰して捉え、伸ばしたいところや課題を把握できるようにしていきます。

また、各研修が人材育成指標に示されている、どの力を身に付けることができるかを研修参加者と確認し、目指す力を意識した研修を実施していきます。

続いて、裏面上段をご覧ください。

3、指導力、対応力を向上させるための選択研修等の研修内容の充実につきましては、自ら必要な研修を受講したり、研修形態を選択したりする等、研修へ主体的に参加できるよう支援していきます。そのために、例えばサテライト式オンデマンド研修等の選択できる研修を多く設定していきます。

その他の項目は、記載のとおりでございます。

続いて、中段の2の「令和7年度教職員研修概要」をご覧ください。

昨年度に引き続き、1、目指す教員像の教育愛にあふれ、社会の中で学び続ける教員の実現に向け、教員に求められる資質・能力を、「教員の素養」、「マネジメント」、「子ども理解・学級づくり」、「授業づくり」の4つのカテゴリーに分け、それぞれに対して、教育職としての本質に迫る力など、目指す力を設定して研修を実施してまいります。研修講座については、お示ししているAからEのとおりでございます。

続きまして、下段3、「令和7年度研修実施形態・講座回数予定」をご覧ください。

来年度は、合計284回の講座を開催する予定でございます。研修形態の内訳については記載のとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、関係資料5、令和7年度教職員研修体系をご覧ください。こちらは研修講座を種類別に整理し、一覧としたものでございます。

以上の研修計画に基づきまして、来年度も本市教職員の育成に努めてまいります。よろしく願いいたします。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

ます。

○岩田委員 このアンケートが「この方向でよい」ということ、「再度の検討が必要」と「わからない」の3選択でいくと、この方向でも良いのだけど検討が必要という人は1をつけるのか、2をつけるのかが分からない。あまりにもこのアンケートは大ざっぱかなと思います。

回答数が105名なので、もう少し選択肢を広げてアンケートを取った方が、いいかなと思いました。せっかくアンケートを取られているのに、ちょっともったいないなと思います。

○奥津教育センター所長 確かに委員おっしゃるように、三件法で聞いてしまうと大きくなるので、次年度については、3件から4件にするなど、もう少し細分化したデータが取れるように工夫してまいりたいと思います。

◎小泉教育長職務代理者 今のと関連して、「わからない」というのは、何が分からないのかしっかりと記述させるなどの対応が必要だと思います。数字のアンケートは、岩田委員がおっしゃったように、そこだけ見てしまいますので、その辺の関連性を含めて、もう少しきめ細やかな方が良いと感じました。

○奥津教育センター所長 「わからない」とご回答をいただいた記述のところについて、目を通してみますと、例えば今年度、新たに開催いたしましたサテライト式オンデマンド研修について「わからない」と回答した方のお答えには、まだ1回しか実施していないので、今後の方向性が見えないというような記述がございました。もう少し丁寧に説明する中で、こちらのサテライト式オンデマンド研修の理解を進めることが必要と捉えております。

◎鈴木教育長 では、ぜひ次年度はアンケートの取り方について、ちょっと改善をしてください。

○白石委員 285講座されていて、研修プログラムを組むだけでも大変だろうなと思って、見ていたのですが、これは延べ時間にすると何時間ぐらいになるのでしょうか。

○奥津教育センター所長 大体1講座当たり2時間となりますので、その数に2時間を掛けたような延べ時間になるかと思います。

○白石委員 1万7,500人の方が受講をされた実績になるということですが、教職員の中でこの1万7,500人とは何%ぐらいの方が受講されたのか分かりますか。

○奥津教育センター所長 説明が至らず、申し訳ありません。この1万7,500人というのは延べ人数になってございます。教職員の数が約3,000人でございますので、複数

回研修を受けている状況でございます。

○白石委員　ほとんどの方が年に1回は何かしらの研修を受けられていると理解してもよろしいのでしょうか。

○奥津教育センター所長　教職員が3,000人いる中で、全ての方が受けているということまでは言い切れませんが、例えばキャリアステージにおいて必ず受ける年次、または担当者として必ず受ける研修等がございますので、かなり多くの方が受けていると思います。

先ほど少し話題にさせていただきました希望研修、また人材育成指標との関連につきましては、校長や教育委員会との取組の中で、ご自身の立ち位置を俯瞰して捉える中で、自分でこういう力を伸ばそうと気付くことで、希望研修を受けるというような、そんな窓口を広げているところでございます。

○白石委員　最後に、オンデマンド研修を昨年度の3講座から26講座に大幅に増やされて、言ってみたらオンデマンドなので、要は、自分の見たい時間に見られるということだと思うのですが、これはこの研修に申し込んだ方しか見られないのか、申し込んでなかった方も見られるのか、その辺はいかがでしょうか。

○奥津教育センター所長　このオンデマンド研修につきましては、担当者向けに作成したものもございますが、基本的には全ての方に見ていただけるように、いつでも好きな時間に好きな内容を見られるようにという、そういったつくりになってございます。

○宇田川委員　ちょっと細かい質問になってしまうのですが、関係資料4の中での、まず(2)の支援体制の充実ということで、具体的ところで、指導主事が個別に授業を参観する研修を位置付けるとなっておりますけれども、この中で本年度も校長アンケートで高評価であったということなのではございますけれども、実際にその支援体制の充実ということに、教員側からすると、それが本当に機能しているのかどうかというところも、検討や確認をしていただきたいなと思います。やっぱり子どものための授業であるのに、見られるための授業になってしまったり、ちょっと逆の方向に動いてしまったらすごくそこはもったいないかなと思うので、ぜひ現場の先生方の観点からそういうことも検討をしていただけたらありがたいなと思いました。あと、裏面の2の教員研修の概要(2)の教員に求められる資質・能力の「教職の素養」というところなのではございますけれども、その素養というのが具体的に何を指しているのかというのがちょっと気になったのと、あと、やっぱり振り返ってみると、教員の不祥事だとか、いろいろなことが起きています中で、当たり前のことだけでも、公務員としてとか、教職としての倫理感であるとか、そういったものが研修に含ま

れているのかどうかということをお教えいただければと思います。

○奥津教育センター所長 まず、1点目の初任者等の感想についてでございますが、教職員育成推進協議会というものがございまして、その中で特に話題になっていたのが、やはり管理的な要素になってしまうと、これは本質的な意義を失ってしまうということで、そこは我々も大事にするとともに、学校の管理職の皆様とも何度もここが大事だということを共有させていただいております。ここ数年の変化につきましては、今までは初任者の皆さんの感想の中に、指導主事に対しての感謝の言葉が大変多くございました。ところが、今、我々の方ではご自身の成長を記録していくものなのですということをお伝えしているので、指導主事に対する感謝の記述がほぼなくなりまして、むしろこういう成長に気づいたとか、次年度こうやっていきたいと思うみたいな、そういう回答が非常に多くなってきているのがここ数年の大きな変化でございます。

○表木教育センター総括副主幹 教職の素養につきましては、人材育成指標に定められておりまして、領域としましては使命感と熱意、温かさと先進性、コミュニケーション能力、社会の一員としての自覚と示されています。代表例としましては、教育に対する恒久的な使命感、謙虚に学び続ける姿勢、組織の活性化のための円滑なコミュニケーションなどと定められております。

○奥津教育センター所長 教員の不祥事等についての対応でございますが、サテライト式オンデマンド研修の内容が、まさにそこに係る部分でございます。内容といたしましては、担当及び管理職にそういった内容について、オンライン上で配信をさせていただき、それを受けて各学校で担当の先生がファシリテーター役となって、その内容について協議をするという、そういった研修形態を今年度新たに始めたところでございます。私自身、近隣の学校を視察させていただきましたが、我々が日頃行っている研修よりもという表現が合っているか分かりませんが、先生方が、目の前の子どもを想像するので、具体的な議論ができていたと感じました。例えば、こういうときに、もしあの子だったらとか、そういうすごく深みを感じる場面がたくさんございました。

校長先生からは、そういった職員の熱意ある雰囲気を見て、校長として誇らしく思えたというような感想も聴けましたので、教職としての素養を高めるような取組を今後も継続してまいりたいと考えています。

○平岩委員 その研修の内容なのですが、もっと倫理観的なところの研修がないのかということと、あと、例えば校長先生が日頃、教職員の方を見ていて、想像できるか分からない

けど、倫理感等、もう少し学んだ方がいいと思われる先生にはこの講座を受けなさいとか、進言をすることはあるのでしょうか。

○奥津教育センター所長 現状でございますが、コンプライアンスに係る研修につきましては、キャリアステージ研修において、常勤代替教育研修、初任者研修、新任副校長・新任校長研修等による6講座を用意してございます。委員おっしゃるように、校長などがこの研修を受講しなさいと職員に進言するものはないのですが、そういった部分については、オンデマンド研修を充実させていくことで、窓口をしっかりと確保していきたいと考えているところです。

○岩田委員 令和6年と令和5年を比べたときに、集合はあまり変えていなくて、オンラインは3講座から26講座に増えているけれども、受講者数は約24人減っているみたいところで、アンケートではオンラインがすごく良いとなっていたのだけど、集合は何人ぐらい受講しているのか、対面での研修の増減を教えてくださいたいのと、各学校において対面で実施している研修で、ファシリテーター役をやるのはすごく大変で難しいので、ファシリテーター役が校長先生であれば、ある程度力量はあるかもしれないけど、若い人がこういうオンデマンドを見ただけでファシリテーターになり、実施している研修に私はすごくリスクを感じています。オンラインが進んでいる時代だけれども集合のところの部分、対面の部分もやっぱり大事だなと思うので、アンケート等の結果のみで流れないようにお願いしたいなと思っています。

○奥津教育センター所長 今ご指摘いただきました、個別の実施形態ごとの人数については把握してございません。サテライト式オンデマンド研修で各校のファシリテーター役の負担感が大きくならないようにということと、あと、どう進めたらいいかというのが必要だと思いましたので、私どもの方で簡単な口述や流れについて資料は全て整えさせていただいた上での実施という形にさせていただきました。

◎小泉教育長職務代理者 関係資料4の1、令和7年度の研修の方向性の(1)教職員が主体的に学べるようにするための研修の充実の①の最後のところ、「どの力を身に付けることができるかを研修参加者と確認し」ということで、対面のときは分かるのですが、オンデマンドのときはどうするかということと、先ほど所長が好事例をお話しされていたのですが、他校にいい影響を与えていくことが重要かと思うのですが、どのくらい発信しているのかなど、その辺はいかがでしょうか。

○奥津教育センター所長 研修のねらいにつきましては、集合のときはもちろんでございま

すが、オンデマンドの内容につきましても、それぞれ研修、人材育成指標のどの部分に位置付いているのかというのを明確にした上で研修講座案内をお示しし、案内しております。

動画につきましても、この研修は、人材育成指標のこの部分に当たりますというようなことをしっかり言葉で伝えるとか、そういったことも必要だと思いました。

2点目の好事例の周知については、現状はポータルサイト等、少し狭いところでの周知になっておりますので、今ご指摘いただいたようにしっかり好事例を広げていく必要があると思ってございます。

○白石委員 様々な研修プログラムの中で、どの研修が集合で、どれがオンデマンドとか、ちょっと見ても分からないかなと思ったのですが、特に若い先生方、3年目ぐらいの方については、やはり今、休職とか離職される方も多い中で、やはり顔の見える人間関係づくりというのが、研修の機会ですごく大切だと思うので、研修の内容もそうですけれども、そういう人間関係づくりの場としても、いわゆる顔の見える関係づくりが多くできるような機会を増やしていくことが大切かなと思いますので、その辺も留意しながらやっていただければと思います。

◎鈴木教育長 先ほどの令和7年度の研修の実施計画について、宇田川委員と平岩委員から令和7年度の教職員研修概要の中に、教員に求められる資質・能力の、「教職の素養」の部分は、いろいろお話いただいて、どちらかというところ「マネジメント」、「子ども理解・学級づくり」、「授業づくり」はテクニカルな部分で、「教職の素養」は、教育職としての本質に迫る力ということを設定した以上、関係資料5で、具体的にそれはどういうことをやるのだという説明がないと、なかなか理解しにくい。

次年度から教職員の研修体系の表に研修ごとにねらいを記載し、この研修は教育委員会として、授業力の向上だとか、教職の素養だとか、研修のねらいが一目で分かるように改善をしていただきたいなと。

◎小泉教育長職務代理者 受講者はその方がいいと思います。

◎鈴木教育長 よろしいでしょうか。

それでは、この件については終わらせていただきます。

□相模原市文化財保存活用地域計画に係る答申について

◎鈴木教育長 次に、日程8、報告第6号、「相模原市文化財保存活用地域計画に係る答申について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○天野文化財保護課長 報告第6号、相模原市文化財保存活用地域計画に係る答申について、ご説明申し上げます。

本報告は、相模原市文化財の保存及び活用に関する条例により、文化財保存活用地域計画につきまして、文化財保護審議会からの答申を受けたことから報告するものでございます。

1枚おめくりください。

諮問答申についての経過でございます。令和6年2月22日に開催した文化財保護審議会において、当計画についての諮問を行い、令和7年3月20日に答申をいただいたものでございます。

なお、審議会への説明につきましては、令和5年8月18日以降、諮問前の会議を含め、合計6回実施しております。今回、別紙答申書のとおり、その内容は妥当であるとの答申を受けたものでございます。

続きまして、計画の概要につきまして、説明申し上げます。1枚おめくりいただきまして、参考資料の1ページをご覧ください。

1の計画作成の背景と目的でございますが、本市は圏央道の開通や橋本駅周辺へのリニア新駅の設置など、地域の開発ニーズが高まる中で、過疎化の進行や全国的な少子高齢化の流れなど、人口減少社会が目前に迫る中で、伝統芸能をはじめとする地域独自の歴史文化の継承のリスクを抱えております。

また、社会環境の急激な変化によって引き起こされる様々な課題は、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて、幸福や生きがいを捉えるウェルビーイングの考え方を重視させるものとなっております。こうした背景の下、文化財の滅失、散逸等を防止し、地域全体で文化財を保存活用するために、相模原市文化財保存活用地域計画の作成を進めております。

本計画は、相模原市総合計画に掲げる本市の将来像の実現に向け、シビックプライドの向上、持続可能な開発目標SDGsの達成、ウェルビーイング社会の実現を、基本的な取組の姿勢として文化財政策を先導する性格を持つものとしています。

次に、2の本計画の位置付けでございます。

本計画は、本市の文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画であり、地域の歴史や文化にまつわる体系に沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存活用すること

により、地域の特徴を生かした地域振興に資するとともに、確実に文化財の継承が図られることを目的とするものでございます。

本計画と他の行政計画との関連につきましては、図にお示ししているとおりでございます。

2 ページをご覧ください。

3 の計画期間でございます。下の図にございますとおり、令和 8 年度から令和 1 8 年までの 1 1 年間とし、現行の総合計画が完了する令和 9 年度に、必要に応じて計画見直しを行うものいたします。

4 の計画作成スケジュールにつきましては、これまでに文化財保存活用地域計画作成検討協議会及び文化財保護審議会の意見聴取を終え、令和 7 年度中にパブリックコメントと、文化庁への申請及び認定を目指しております。

続いて、5、計画の進行管理と評価の方法でございますが、本計画は、継続して取り組み、着実に実施するとともに、社会状況の変化に適切に対応していくことが必要となります。

そこで、本計画の実効性を高め、円滑かつ着実な推進を図るため、P D C A サイクルによる進行管理及び効果等検証を行います。

進行管理に当たりましては、毎年度実施している教育委員会点検・評価を通じて実施するとともに、文化財保護審議会において進捗状況を報告し、意見を聴いてまいります。

また、本計画に掲げられる目標の達成に向かって計画が適切に実行されているかを定量的に評価するため、文化財の調査・保存・活用・体制の 4 つの観点から、評価指標を設定いたします。

3 ページをご覧ください。

6 の本市の概況を踏まえた計画の対象と歴史文化の特性につきましては、本市の自然的・地理的・社会的・歴史的環境と文化財に関する調査を踏まえた上で、歴史文化に関わる全ての有形・無形の所産と、これらを取り巻く周辺の環境からなる歴史的・文化的所産を「さがみはら地域遺産」と定義しまして、これを計画対象とします。

地域遺産は、指定や登録などのこれまでの法令等での文化財の枠組みとは別に、地域住民が大切に残したいといった市民提案といった考え方に基づくものでございます。

さらに、地域遺産には、下の図の黒い太枠内で示しておりますが、文化財とその外側のその他の歴史的・文化的所産が該当いたします。

続いて、4ページをご覧くださいと存じます。

本市の歴史文化は、市域西半の津久井山間部と市域東半の相模野台地という両極端の地形景観に相模川が貫流し、それぞれの環境の中で環境に適した特異な歴史文化を紡ぎ、また、時にそれらが一体となった歴史文化を築いてきました。

山の歴史文化、台地の歴史文化、水の歴史文化、そして祈りと交流の歴史文化に見る「両極」と「一体」の複合性が、本市の歴史文化の特徴と言えます。

5ページをご覧ください。

7の文化財の保存・活用に関する将来像と基本方針・取組でございます。本市の文化財を取り巻く環境の変化により、大きな課題に直面しています。これによる文化財の滅失、散逸等を防ぐため、文化財所有者・管理者のみならず、市や市民、団体、専門家など多様な主体と手を取り合い、地域全体で文化財を保存・活用していくための取組や仕組みづくりを目指し、地域計画の掲げる将来像を、下の図の左側にございますとおり、「みんながつなぐ さがみはらの歴史文化と豊かな市民文化の創造」といたしました。

これを実現するため、その右隣にございます、4つの視点から課題を整理するとともに、最終的に13の方針に基づき、行政、市民、各種団体、管理者・所有者、専門家の取組主体が連携し、さがみはら地域遺産全般を対象とした保存・活用に取り組んでまいります。

続きまして、6ページをご覧ください。

8の文化財の一体的・総合的な保存・活用についてでございます。

本計画では、下の図の左側にございます4つの視点から、個々の文化財の課題に対して取組を実施するとともに、図の右側にございますとおり、文化財を一体的に、そして総合的に保存・活用していく取組を併せて行ってまいります。

具体的には、複数の文化財を群として捉える関連文化財群の設定、また空間的な枠組みで文化財を捉える文化財保存活用区域の設定を行います。さらに、地域の文化財の保存・活用に取り組む地域遺産制度を新たに創設し、地域遺産ネットワークを構築することにより、地域遺産を包括的に保存・活用していくことで、将来像の実現を目指します。

次に、9、文化財の防災・防犯についてです。

本市における防災・防犯に関する現状と課題を整理し、文化財の防災・防犯の方針を設定いたします。文化庁・消防庁・国土交通省が作成した文化財のガイドライン等を参考に防災・防犯の対策を推進いたします。これらの体制につきまして、次の7ページに図としてお示ししております。

次に10、文化財の保存・活用の実施体制及び推進体制についてでございます。方針に基づき、図に示しておりますとおり、多様な主体が助け合い、協力するための体制整備と市内の連携体制の強化を図るとともに、国や県、外郭団体といった関係機関との連携を進めます。

さらに、個人や民間団体との協力体制を構築し、多様な主体の参加により、文化財の保存と活用を進めてまいります。

最後に、8ページをご覧いただきたいと存じます。

11及び12につきましては、文化財保存活用地域計画作成検討協議会の委員及び文化財保護審議会の委員について、記載をしております。

以上で報告第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○白石委員 この相模原市文化財保存活用地域計画というのは、初めて策定される計画という理解でよろしいでしょうか。

○天野文化財保護課長 そのとおりでございます。これまでなかったもので、市の文化財のマスタープラン兼アクションプランということで作成させていただいております。

○白石委員 市の総合計画並びに教育振興計画が令和9年まで、10年から新たな計画が始まるのだと思いますが、それよりも2年早めに策定するねらいとか、理由とか、ありましたら教えていただけますでしょうか。

○天野文化財保護課長 平成30年に法律が変わりまして、こちらの地域計画が法定で定められた、位置付けられたというところで、市の方でも準備をしてきたのですが、このタイミングで策定することができたということです。

また、国では計画期間を5年から10年ということで定めてございますので、先行で2年間、合計11年ということで、総合計画に合わせた形でつくることとしています。

○白石委員 文化財はすごく大事で地域の財産でもあると思うのですが、なかなかこの存在が知られていなかったり、もったいないところがあると思うので、学校の先生方や子どもたちにも知っていただければ、文化財の貴重さとか今よりももっと広がるのではないかなと思うので、地域に認められるような計画にして周知していただければと思います。

○宇田川委員 今の白石委員の意見ともつながっているのですが、5ページの「みんなであつなぐ さがみはらの歴史文化と豊かな市民文化の創造」ということで、すごくこれ

はいろいろな効果があるというか、いいなと思ったのですが、実際にみんなで多様な主体が手を取り合うというところで、特に市民の人たちにも関心を持ってもらったりとか、それを巻き込んでいく、参加してもらおうというようなことは、難しく、そこが課題になるのかなと思っていて、そのための仕組みみたいなものは、今の時点であったりするのでしょうか。

○天野文化財保護課長 まず、計画の方で先ほどの白石委員もおっしゃっていましたけれども、学校との連携ということで今回の協議会の方には学校教育課の方にもご出席いただいて、学校との連携をさせていただきたいということで考えております。また、地域の方にこういったことをお示しするには、現時点ではホームページに載せることのみになってしまいますけれども、機会を捉えてご案内をしていければと思っております。

○宇田川委員 学校との連携というところは、すごく効果的かなとは思いますが、やっぱりその地域の方々を巻き込んでいくというところが、周知するだけでは難しいので、何かそういった策、仕組みについてご検討していただければと思います。

◎鈴木教育長 全国各地でいろんな民俗芸能ですとか、有形・無形の文化財はやっぱり高齢化とかで伝承がなかなかできなくなっていったって、本当に所管課も悩んでいるところだと思います。地域とのつながりも薄くなっていく中で、どうやって伝承していくのかは本当に難しい。

○天野文化財保護課長 この地域計画をつくるに当たり、公民館などでも案内していきたいと思っております。

また、毎年ミウヰ橋本のところで文化財展をやらせていただいているので、その中でもこの地域計画の策定について周知するなど、皆様に知っていただく機会を更に増やしていきたいと思っております。

○平岩委員 今回の報告は審議会の答申ですので、これに対して何か申し上げることはありませんが、今のお話の中で、やはり伝承ということがとても難しいのですが、文化財というと高尚なもののように捉えがちなのですが、もう少し身近なものとして、計画を立てる人たちがその辺のハードルを低くした方がいいような気がします。あと、活用というところで、変化していくことも恐れないということも少し気持ちの中に持って、取り組んでいただきたいなと思います。保存とか、そのまま残すということだけだとそれはもう過去のものになってしまいますし、伝承する人もやっぱり少なくなると思うので、その辺の気持ちをちょっと持っていただけたらなと思います。

○天野文化財保護課長 今、委員おっしゃったように、まさに保護だけではなく活用していくということも国の方でもお話いただいておりますので、そのような形でやらせていただきたいと思います。

○宇田川委員 やっぱり日々の生活の中でということであれば、先ほど学校との連携ということだったのですけれども、対象を乳児・幼児にも広げて保育園、認定こども園、幼稚園などとも連携していくことで、そこに保護者も関わってくるので、こんな遊びがあるよ、こんな歌があるよとか、そういったことから始めるとなじみやすいかなと、新たな窓口になるのではないかなと思いました。

◎小泉教育長職務代理者 感想みたいになってしまうのですけれども、市民の方が、地域遺産は俺たちの宝だと思えるような計画にしていただけたらなと思います。そういった意味でも、6ページのところにあった「さがみはら地域遺産制度の創設」により、この辺がより活性化すると、後世に残るようなものができることを期待しています。

○白石委員 学校との連携で、これは1つのアイデアではあるのですけれども、例えば地域の公民館では管区内の文化財はどんなものがあるとか、そういうことを勉強している方もいて、一部の公民館では進んだりしているのですけれども、例えば学校区単位でリスト化して、自分の学校の学区内にはこんな有形・無形文化財があるのだと気付いてもらう。そうすれば、今お話があったように子どもを通じて親世代に、私たちが住んでいる身近なところにこんな文化財があるのだ、またはあったのだとかということが、だんだん広がっていくのかなと。そういうのを分かりやすく整理したリストみたいなものがあると、取り組みやすいのかなと思いましたので、検討していただければと思います。

◎鈴木教育長 では、この件についてはよろしいでしょうか。皆様からいろいろご意見いただきました。それでは、この報告第6号については終わらせていただきます。

◎鈴木教育長 それでは、ここで前回定例会後の私の活動状況等についてご報告いたします。

2月15日土曜日、令和6年度相模原市PTA大会に出席してまいりました。

翌週の2月17日から3月25日までは、市議会の3月定例会議がございまして、教育委員会に関わる主な内容として、支援教育、不登校対策、あるいは教員の確保、給食費の無償化、博物館の常設展示のリニューアル、学校施設の長寿命化計画、子どもの読書の関係で学校図書館に関することといったご質問をいただきました。

2月24日には、相模原市の小学生駅伝競走大会、陸上競技協会が主催したものに出席

してまいりました。

それから、3月2日の日曜日は、相模原市の民俗芸能大会でした。10団体が出演され、日々練習しているものを披露していました。

3月8日、東林公民館の創立50周年記念式典、それから、さがみ風っ子教師塾の卒業式に出席しました。

3月10日の月曜日には、相模原市の中学校給食の提案献立のグランプリ第1回大会表彰式がありました。教育長賞ということで上鶴間中学校にお邪魔して、表彰してまいりました。学校給食課では、食を考えるということで、中学生に献立を提案いただいて、年間で400件ぐらい提案をいただくのですが、栄養士がいただいた提案を少し工夫しながら、給食に提供できるような献立に変えて、給食を提供しています。

それから、3月24日の月曜日、大野南中学校分校夜間中学の夜間学級卒業式で、今年度は10名の方が卒業されて、参加されている関係者、あるいは自治体の方が涙を流している場面もあって、やはりそれぞれ背景にいろいろある方が卒業証書をいただいて、次へ行くというような、通常の小中学校の卒業式と雰囲気が違うので、もし、来年機会あれば教育委員にも出席していただこうかなと思いました。

では、ここで次回の会議予定日を確認いたします。

今回は、4月23日水曜日、午前9時30分から、この教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

◎鈴木教育長 それでは、次回の会議は4月23日水曜日、午前9時30分からの開催予定といたします。

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開後の審議については公開しない会議としますので、関係する職員以外の方は退出してください。

（休憩・15：42～15：45）

□相模原市立学校の教職員の人事について

（公開しない会議 原案どおり可決）

◎鈴木教育長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、定例会を閉会いたします。

□閉 会

午後 3 時 5 8 分 閉会